

生活排水対策に取り組みましょう

環境清掃課 ☎57・4100

10月は「クリーン排水推進月間」・「浄化槽強調月間」。

生活排水は川や海の汚れの大きな原因です。できることから始めてみましょう。

- 身近な生活排水対策
- ・食べ残し・飲み残しを減らす
- ・排水口の三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く
- ・使用済み油は新聞紙などに吸わせて燃やすごみとして捨てる
- ・食器や鍋の油污れはまず新聞紙などで拭き取る
- ・洗剤は適量を使う
- 浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する全ての

方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査（一般財団法人中部微生物研究所 ☎76・2228）を受けなければなりません。浄化槽を適切に長く使用するため、適正に管理しましょう。

PCB廃棄物の処理期限が近づいています

環境清掃課 ☎57・4100

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は毒性があるため、現在製造・使用が禁止されています。PCBは法で処理期限が定められています。古い機器を使用中の事業者の方は対応してください。

処理期限

- ・高濃度PCB（安定器・汚染物）2021年3月31日
 - ・高濃度PCB（トランス・コンデンサーなど）2022年3月31日
 - ・低濃度PCB 2027年3月31日
- 問合せ 東三河総局環境保全課 ☎0532・356114

引き取り義務外家電4品目の処分について

環境清掃課 ☎57・4100

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などのリサイクルが義務付けられている家電製品は、買い替えの場合は購入する小売業者に引き取り義務があります。それ以外は、次の

方法で処分してください。

- ・市で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼
 - ・郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を入手し、指定取引場所へ持ち込む
 - ・小売業者に依頼
- 詳しくはごみ出し便利帳または市ホームページ「家電検索」をご覧ください。

野焼きは原則禁止です

環境清掃課 ☎57・4100

ごみの屋外焼却（野焼き）の煙によって「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがつく」「目が痛くなった」「気分が悪くなった」など、苦情が多く寄せられています。周辺へ迷惑をかけた生活環境へ悪影響を与える焼却は認められていません。

●ごみ処理は適切に

少量のごみ：燃やすごみは収集日に出しましょう。
多量の草木：一色不燃物最終処分場に持ち込みましょう。

※運搬用軽トラックの無料貸し出し（要事前予約）を環境清掃課で行っています。

●野焼きは5年以下の懲役、1千万円以下の罰金

野焼きの原則禁止は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にうたわれています。悪質な野焼きは警察に通報してください。

問合せ 蒲郡警察署生活安全課 ☎68・0110

●野焼きから火災に

火災と紛らわしい煙・火災を発する恐れのある行為はあらかじめ届け出ていただいています。野焼きはちょっとした油断や不注意で火災となり、負傷・死亡に至る危険があります。

問合せ 消防本部予防課 ☎68・0937 消防署 ☎68・5119

巡回農地相談所

農林水産課 ☎66・1127

農地に関するさまざまな相談にお答えします。

とき 11月1日（木） 午後1時30分～4時
ところ 市役所 産業環境部 会議室
相談員 東三河農林水産事務所 農政課職員

ごみ減量4コマ その41 リサイクル出来ないものは埋めてごみ

環境清掃課 ☎57・4100

今回は赤いかこの埋めるごみの出し方について説明するわね。



赤いかごは不燃ごみを入れるかごよ。このかごには、リサイクルできないガラス製品や陶器などを入れるのよ。



埋めるごみは大家の最終処分場に埋めているのよ。埋められる量にも限界があるから、いっぱいになったらまた新しい埋められる場所を探さないといけないのよ。



気をつけなくちゃ

今の処分場を出来るだけ長く維持するためにもみんなのごみ減量への意識が重要なのね。

